

2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

(5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する

- 企業における取組を促進するための一般事業主行動計画の策定・実施を支援

(6) 育児休業制度等についての取組を推進する

- 社会全体での目標値の達成に向けた取組を推進
 - ・ 育児休業取得率(男性10%、女性80%)
 - ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率(25%)
- 一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長、子どもの看護休暇制度の創設

(7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

(8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

- 年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等により、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着

(9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

(10) 再就職等を促進する

3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

(11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

- 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会を広げる取組の推進

(12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

- 子どもを生み・育てることの喜びや意義、家庭の役割等についての理解の促進

(13) 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

